環境トピックス

■問い合わせ先■　環境課　☎(32)8898

犬の散歩マナーを守りましょう

市に寄せられる犬の苦情の中で多いのが、散歩時のマナー違反です。トラブルを防ぐために次の点に注意しましょう

散歩前に排泄は済ませましょう

家で排泄を済ませてから散歩に出かけましょう。

運動のために散歩し、やむを得ずふん尿をしてしまった場合は、ふんは持ち帰り、尿は水を十分にかけるなどして処理し、ふん尿を放置しないでください。他の利用者も多くいる公園などの公共施設では、特に注意しましょう。

なお、市内の公園ではエリアによってペットの立ち入りをご遠慮していただく場合があります。

屋外では必ずリードをつけましょう

犬の行動を制御できる人がリードを持ち、時間帯や場所にも配慮しましょう。普段はおとなしく飼い主には従順な犬でも、逃げたり、驚いて人に咬みついたりすることがあります。犬による咬傷(こうしょう)事故の多くは飼い犬によるものです。

浄化槽をご使用の皆さまへ

浄化槽が正しく機能するように、「保守点検」「清掃」「法定検査」を実施することが「浄化槽法」により義務付けられています。

保守点検

浄化槽の機能を維持するため、機器類の調整・消毒薬の補充などの保守点検を実施しましょう。県の登録業者に委託してください。

■**回数**　年に3・4回以上

※種類や大きさによって異なります。

清掃

浄化槽内に汚泥が溜まると臭いや水質悪化の原因になるため、汚泥の引き抜きなどを行いましょう。市で許可されている業者に委託してください。

■**回数**　年に1回以上

法定検査

保守点検・清掃とは別に、指定検査機関による次の2つの検査を必ず受けなければなりません。指定検査機関または保守点検業者に委託してください。

- 使用開始後4～8か月目までに受ける水質検査(7条検査)
- 毎年1回の定期検査(11条検査)

■**問い合わせ先**

(一社)栃木県浄化槽協会

☎028(633)1650

とちぎの環境美化県民運動 ご協力のお礼と実績報告

5月26日の県民統一行動日、「とちぎの環境美化県民運動」にご参加いただいた自治会の皆さま、事業所の皆さまにお礼申し上げます。来年度もご協力をよろしくお願いします。

■**参加実績**

113自治会

47事業所

スズメバチ駆除費補助

駆除業者に依頼してスズメバチの巣を駆除した方に、費用の一部を補助しています。

■**補助金額**　駆除に要した費用の2分の1(上限7,000円、100円未満切り捨て)

■**申込方法**

駆除後、次の添付書類を添え環境課へ申し込み

- 駆除に要した費用の領収書
- 写真(駆除前と駆除後)
- 巣の位置図
- 市税の滞納がないことを証明する書類

■**市内で駆除を行っている業者**

市ホームページでご確認ください。

市ホームページ